

## 令和3年度おためし暮らし（移住体験）住宅について

令和3年度より以下のとおりおためし暮らし住宅の対象者や利用料金が変更します。

主に「子育て世代の移住検討者」「ワーケーション・リモートワーク利用者」「町外から町内へ通勤している」方等を対象としたおためし暮らし住宅に変更いたします。利用料金も見直しいたしましたので、利用しやすくなりました。詳細については以下をご確認ください。

対象期間	申込み・受入れ時期については新型コロナウイルス感染症の状況をみて判断いたします。
利用条件	(1) 北海道 安平町への移住を検討されている方で次の利用対象者に該当する方。 (2) 体験期間は、最低1週間から最長3ヶ月までとなります。 ※夏季（6月から9月）の期間の場合は、 <b>概ね4週間</b> となります (3) 体験期間中に町が依頼する移住促進事業に関するアンケート、体験者インタビュー（インタビュー内容・写真等については、町ホームページ・町広報へ掲載することがあります。）など、移住促進事業に協力できる方。 (4) 安平町では、子育て・教育をまちづくりの柱のひとつとしており、「おためし暮らし（移住体験）住宅」利用対象者も記載の通りとさせていただいております。ご理解の程よろしく願いいたします。 (5) 上記のほか、注意事項・禁止事項等については、下記をご覧ください。
利用対象者	以下のいずれかに該当する方 (1) 中学生以下の子どもを扶養している世帯であること (2) 概ね40歳未満の世帯であること (3) 町内の認定子ども園への体験入園を希望している世帯であること (4) 町外から町内企業・事業所へ通勤している世帯であること (5) 町内での起業・創業検討者やリモートワーク検討者であり概ね40歳未満の世帯であること
申込方法	「おためし暮らし（移住体験）用住宅入居申込書」に必要事項をご記入の上、下記担当課宛てにご送付ください。 郵送先：〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地 安平町 政策推進課
募集開始日	申込み・受入れ時期については新型コロナウイルス感染症の状況をみて判断いたします。
利用決定	随時受付
備考	ご不明な点ありましたらお問合せ下さい。 安平町役場政策推進課政策推進グループ TEL：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026 E-mail： <a href="mailto:m-suishin@town.abira.lg.jp">m-suishin@town.abira.lg.jp</a>

# おためし暮らし（移住体験）事業の概略について

## 1. 注意事項について

- ① 使用者は利用される当日に使用料金を納め、鍵を受け取ります。  
滞在期間中は住宅及び附帯施設並びに備付備品の使用について必要な注意を払い、善良な状態に管理しなければなりません。  
※冬期間については、水道の凍結の問題もあり十分注意してください。
- ② 入退去は原則平日9時00分～15時00分までの間にお願いします。
- ③ 施設には最低限の生活必需品は用意してありますが、身の回りに必要な消耗品などについては用意しておりませんので各自でご用意ください。
- ④ ごみは、収集日が決められていますのでルールに従い対応してください。
- ⑤ 使用者は、施設の使用期間が満了したときは、施設を現状に復し担当職員の検査を受けた後に鍵を返却してください。  
当施設は、ホテル等ではなく移住促進を目的とした住宅でありますので、退去時には掃除・清掃をお願いいたします。
- ⑥ 当施設の駐車スペースは、乗用車1台分となっております。
- ⑦ 当該施設は移住促進を目的とした事業であり、当該施設の近隣住民に入居時等に挨拶をすること。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染防止のため移住体験住宅利用後2週間の期間をあげた上で、利用受入れをしますのご了承下さい。

## 2. 禁止事項について

- ① 住宅を他の者に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡すること。  
※住宅利用については、入居決定された方のみとなります。
- ② 居住以外の用途（物品の販売、寄付の要請、宗教活動など）に使用すること。
- ③ 施設内の形状や模様替えをすること。
- ④ 使用する住宅の周辺住民に迷惑行為をすること。
- ⑤ ペットの持ち込みは出来ません。
- ⑥ その他施設の使用としてふさわしくない行為をすること。

## 3. 利用料金について

おためし暮らし用住宅利用料

期 間	利用料金	中学生以下の子ども扶養世帯、若しくは、35歳未満の世帯利用の場合	減免額
1週間まで	7,500円	4,000円	3,500円
2週間まで	15,000円	7,500円	7,500円
3週間まで	22,500円	11,500円	11,000円
4週間まで	30,000円	15,000円	15,000円
5週間以降1週間毎	7,000円	7,000円	

備考 ①滞在期間が4週間を超える場合は、5週目以降については1週間につき7,000円を徴収する。

②料金に電気、ガス、水道、下水道及び灯油の使用料は含まれておりません。（実費負担）

③お客様の居住地から安平町間の交通費は、自己負担となります。

④貸し布団あり（有料）